

平成21年度いたてヘルパーステーション訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。また、より良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスを提供をする。

2. 利用対象者

要介護状態等にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) 定例会に於いて、介護技術や自主研修により、統一した介護技術も確保しつつあることから、ケアプラン（居宅サービス計画）に基づき、生活スタイルにあった、サービス提供ができるよう、サービスの質の向上を図る。
（食についても、地域的な習慣や調理方法に目を向け更に努力する）
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を毎週月曜日持ち、ニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいくと共に、同時に介護者の立場も考慮し支援していく。
- (3) 持てる能力を引き出し、機能低下の予防を図る。
- (4) 訪問に余裕を持ち、介護者の抱えている問題など、ご家族の方が気楽に話せる時間を持ち、少しでも負担軽減に努める。
- (5) ニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) 職員と、ご利用者及び介護者、他事業所間との連絡ノートを活用し、チームケアがスムーズに行えるようにする。
- (7) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等を行い、また、緊急時の連絡や近隣の協力体制を把握し、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図り、ご利用者の意思を尊重しながら、本人のできることは本人ができるよう支援する。
- (9) 身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (10) 居宅支援事業所、地域の協力機関との連携を図る。
- (11) プライバシーを保護し、個人情報保護に努める。
- (12) 言葉使いには十分注意し、不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体の介護に関すること。
 - ①食事の介助
 - ②清拭・入浴介助
 - ③排泄の介助
 - ④身体整容
 - ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換
 - ⑦移乗・移動の介助
 - ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除
 - ②洗濯
 - ③ベットメイク
 - ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること
 - ⑥一般的な調理・配下善
 - ⑦買物・薬の受け取り
 - ⑧ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

所長1名、サービス提供責任者1名、介護職員5名（兼務1名）

平成21年度いいたてヘルパーステーション介護予防訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。また、より良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスを提供をする。

2. 利用対象者

要支援状態にある高齢者

3. 重点事業項目

- (1) 定例会に於いて、介護技術や自主研修により、統一した介護技術も確保しつつあることから、ケアプラン（居宅サービス計画）に基づき、生活スタイルにあった、サービス提供ができるよう、サービスの質の向上を図る。
（食についても、地域的な習慣や調理方法に目を向け更に努力する）
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を毎週月曜日持ち、ニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいくと共に、同時に介護者の立場も考慮し支援していく。
- (3) 持てる能力を引き出し、機能低下の予防を図る。
- (4) 訪問に余裕を持ち、介護者の抱えている問題など、ご家族の方が気楽に話せる時間を持ち、少しでも負担軽減に努める。
- (5) ニーズを把握し日常生活を安全、安心して送れるよう支援する。
- (6) 連絡ノートを活用し、より良いサービスに繋げる。
- (7) 一人暮らしや高齢者世帯の安否確認を行い安心して生活が営めるよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図り、ご利用者の意思を尊重しながら、本人のできることは本人ができるよう支援する。
- (9) 身体状況に応じ、自立に向けた生活ができるよう支援する。
- (10) 包括支援センターとの連携を図る。
- (11) プライバシーを保護し、個人情報保護に努める。
- (12) 言葉使いに十分注意し不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。

4. 通常事業内容

- (1) 身体の介護に関すること。
 - ①食事の介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄の介助 ④身体整容 ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換 ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除 ②洗濯 ③ベットメイク ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること ⑥一般的な調理・配下善 ⑦買物・薬の受け取り
 - ⑧ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

所長1名、サービス提供責任者1名、介護職員5名（兼務1名）

平成21年度いいたてヘルパーステーション障がい者自立支援訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、その有する能力及び、適正に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。また、介護援助方法や相談等を受け、在宅介護が苦にならないようサービスの提供をする。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、介護計画に基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションにおいて、ケア会議を持ち、ニーズの把握や問題等を早期に分析し解決に向けて取り組んでいくと共に、同時に介護者の立場も考慮し支援していく。
- (3) 持てる能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援
- (5) ニーズを把握し安心、安楽なサービスの提供ができるようにする。
- (6) 職員と、ご利用者及び介護者、他事業所間との連絡ノートの活用
- (7) 安否確認等をし、安心して生活出来るよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図り、ご利用者の意思を尊重しながらも本人のできることは本人ができるよう支援する。
- (9) 市町村・包括支援センターとの連携を図る。
- (10) 言葉使いに十分注意し、不快感を与えない、常にありがたいの気持ちで接する。
- (11) プライバシーを保護する。個人情報の保護に努める。

4. 通常事業内容

- (1) 身体の介護に関すること。
 - ①食事の介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄の介助 ④身体整容
 - ⑤体位交換 ⑥衣類の交換 ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
 - ①掃除 ②洗濯 ③ベットメイク ④衣類の整理・被服の修理
 - ⑤相談に関すること ⑥一般的な調理・配下善 ⑦買物・薬の受け取り
 - ⑧ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

所長1名、サービス提供責任者1名、介護職員5名（兼務1名）

平成21年度いいたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要介護状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 入浴に対して安心感を感じて頂き、以て生活機能を維持、向上させられるよう援助しながら、ご家族の方の負担軽減を図る。
- (3) 関連機関と密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を提供することによって、安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴が楽しいものになるよう出来るだけ会話に努める。

身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらし、褥そうの改善や治癒効果を期待する。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける
- ② 的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
- ⑤ 入浴介護のご利用者・従事者ともに、安全で安心な入浴介護が行えるよう、感染症の予防に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 医療処置を受けられている場合は医師の往診、訪問看護サービスも同時に利用しているので、連絡ノートを活用し連携を図る。
- ② 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー（介護支援専門員）と同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告を小まめに行い連携を密にする。
- ③ 担当者会議等に参加し、他事業所との連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② 茶田夢等の広報誌を活用し、訪問入浴を理解して頂く。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍測定）及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書を確認し、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理な入浴を行わない。また、本人やご家族の方との相談により往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、知り得た情報を正当な理由な

く、第三者には漏らさない。

(5) 急変時にご家族の方、主治医、緊急連絡先へ連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じる。

4. 職員の配置

所長 1 名、看護職員 2 名（兼務 1 名）介護職員 2 名

平成21年度いいたてヘルパーステーション介護予防訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要支援者等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 入浴に対して安心感を感じて頂き、以て生活機能を維持、向上させられるよう援助する。
- (3) 関連機関と密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を提供することによって、安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴が楽しいものになるよう出来るだけ会話に努める。身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
- ② 的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
- ③ サービス援助時の声かけや対話に重点をおき安心感を与える。
- ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
- ⑤ 感染症の予防に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 新規利用の場合は、包括支援センターの担当者と同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告を小まめに行い、連携を密にする。
- ② 担当者会議等に参加し連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② 茶田夢等の広報誌を活用し、訪問入浴を理解して頂く。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍測定）及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書を確認し、心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、何らかの事由により入浴を拒否している場合は、無理な入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 介護等に関する悩み事や、相談にも随時応じます。
- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、知り得た情報を正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (5) 急変時はご家族、主治医、緊急連絡先へ連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じる。

4. 職員の配置

所長1名、看護職員2名（兼務1名）介護職員2名

平成21年度いいたてヘルパーステーション訪問入浴介護事業計画
《 障害者自立支援法における地域生活支援事業 》

1. 基本方針

常に介護が必要な方で、自宅の風呂では入浴できない方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分がきちんと介護されているという安心感を定期的な入浴の訪問で感じて頂き、生活機能を維持、向上できるよう援助し、家族の介護負担の軽減を図る。
- (3) 関係機関と密な連携をとり、より良いサービスに努める。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を提供することによって、安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴が楽しいものになるよう出来るだけ会話に努める。

身体の清潔を保つことで、心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

- ① 本人が自覚していない病態の変化を含めて、健康状態の異常を早期発見することに心がける。
 - ② 的確なニーズ把握と分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。
 - ③ サービス援助時の声かけや対話に重点を置き、安心感を与えるよう努める。
 - ④ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
 - ⑤ 感染症の予防につとめる。
- (2) 関係機関との連携
- ① 医療処置を受けられている場合は医師の往診、訪問看護サービスも利用されているので、連絡ノートを活用し連携を図る。
 - ② 新規利用の場合は、市区町村の担当者と同行訪問し、実態調査を必ず行う。連絡、報告を小まめに行う。
 - ③ 担当者会議等に参加し、他事業所との連携を図る。
- (3) 利用者拡大に努める。
- ① どのようなサービスなのかを理解していただく為、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- (4) 茶田夢等の広報誌を活用し、訪問入浴を理解していただく。

4. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍測定）及び食事摂取等のチェックを行い、常に安全な入浴に心がけ、医師の意見書を確認し、心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合は、家族の方とも十分検討し、無理な入浴を行わない。また、往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) 介護等に関する悩み事や、相談等にも随時応じます。

- (4) 看護職員、介護職員はサービスを提供するうえで、知り得た情報を正当な理由なく、第三者にはもらさない。
- (5) 急変時にご家族、主治医等の緊急連絡先へ連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じます。

5. 職員の配置

所長1名、看護職員2名（兼務1名）、介護職員2名